

## 〈平成26年度総会〉

## 開催挨拶

環境システム計測制御学会 会長 清水 芳久  
京都大学大学院工学研究科 教授



平成26年度の総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。皆様におかれましては、何かとご多忙のところ本総会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃からEICAの活動・運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の総会におきましては、平成25年度事業報告及び同収支決算、並びに平成26年度事業計画及び同収支予算とともに、本年度の評議員改選につきましてもご審議を頂くこととなります。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

皆様も既にご存じの様に、平成26(2014)年3月27日に「水循環基本法」が国会で可決・成立し、4月2日に交付されました。この水循環基本法は、健全な水循環の維持・回復に積極的に取り組むこと、地表水と地下水は公共性の高い国民の財産であること、健全な水循環を流域ベースで達成すること、水循環に関する取組の推進は国際的強調のもとに行なうこと等が、その基本理念として謳われています。また、水循環基本法の前文には、「都市部への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著になってきている」と記されています。今後はこの基本理念を達成するために、内閣府内に水循環政策本部が設置され、総合的な水循環の管理へ大きな一歩が踏み出されることとなります。

我々が暮らす流域では、山に雨が降り、森林が吸収

しなかった水が沢に流れ、それが河川の本流となり、湖沼の水質をきれいにして、海に流れ、流れ着いた栄養をもとに魚が育っています。そして海水が蒸発して恵みの雨となります。この循環を一体で捉えるべきとの認識が水環境基本法のベースであると考えます。しかしながら、水循環基本法が成立したことで自動的に水を取り巻く課題が解決するものではありません。「水循環基本法」に魂を注入していかなければなりません。今後は水循環基本法を基本理念として、具体的なアプローチをどのようにしていくかが問われることとなります。その理念を具体的に実現させるための方策が求められています。流域の特性に応じて水循環の現状を診断し、その問題点を把握して、健全な水循環に向けた計画を具体的に作成し、施策を実行することが求められています。水循環政策本部にその実施を任せただけではなく、水にかかわる行政、企業、教育・研究者、市民等の間で、水循環基本法や流域のあり方についての議論を盛んにし、それぞれの得意分野で積極的に流域における健全な水循環の達成のために努力・貢献しなければならないこととなります。我々EICAは、正にその最も得意とする分野での活躍が期待されていることを強く感じます。

この様に社会状況が大きく変化していると共に、EICAの創立当時から世代交代も徐々に進んでいます。ここ数年の間、EICAのプロジェクトとして推進してきました『未来プロジェクト』や『東日本大震災調査～ハリケーン・サンディ調査』も近々一応の区切りを迎える段階に来ております。EICAが学会として存続し、魅力あるものになるために、今後の学会諸活動につきまして是非とも活発なご意見を頂戴できればと思います。

本日は、総会終了後に、(株)水みらい広島総務・企画部総務・企画課長の谷口淳様と、横浜市環境創造局担当理事の渡邊聡様にご講演をお願いしております。またその後交流会を開催することといたしております。引き続きご出席を賜り有意義な情報交換の場となればと思っております。本日は、よろしくお願ひ申し上げます。